

深夜電力 A および深夜電力 B

(選択約款)

2026 年 11 月 1 日実施

深夜電力 A および深夜電力 B

目 次

I 本 則 1

1 適 用 条 件 1

2 選 択 約 款 の 変 更 1

3 契 約 期 間 3

4 契 約 種 別 お よ び 料 金 3

5 そ の 他 6

II 実 施 細 目 8

1 適 用 条 件 8

2 契 約 種 別 お よ び 料 金 8

附 則 9

別 表 10

I 本 則

1 適 用 条 件

- (1) この選択約款は、一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて小型機器を使用する需要で、次のいずれかに該当し、この選択約款実施の際現に選択約款の深夜電力Aおよび深夜電力B（2025年4月1日実施）の適用を受けている場合に低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

イ 4（契約種別および料金）(1)の深夜電力Aの適用を希望される場合

- (イ) 毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために小型機器を使用する需要であること。
- (ロ) 小型機器の総入力が0.5キロワット以下であること。

ロ 4（契約種別および料金）(2)の深夜電力Bの適用を希望される場合

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、小型機器を使用する需要であること。

- (2) この選択約款は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの選択約款を変更いたします。

なお、この選択約款を変更するまでの間、この選択約款における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの選択約款を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化または発電費用もしくは電源調達費用の著しい変動等合理的な理由により、この選択約款を変更する必要がある場合

(2) 当社は、この選択約款の変更を行なう場合は、この選択約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

なお、変更としない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法また

はインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

3 契約期間

契約期間は、標準約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。ただし、契約期間満了に先だって、原則として低圧電気供給実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）または特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）に規定する需給契約に変更することはできません。

4 契約種別および料金

(1) 深夜電力 A

イ 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。

ロ 契約使用時間

契約使用時間は、次によります。

(イ) 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を、契約上電気を使用できる時間（以下「深夜電力 A の契約使用時間」といいます。）といたします。

(ロ) 当社は、供給設備の状況により、(イ)の使用開始時刻および使用終了時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、深夜電力 A の契約使用時間の延長または短縮は行ないません。この場合、変更後の使用開始時刻から使用終了時刻までの時間を深夜電力 A の契約使用時間といたします。

(ハ) 深夜電力 A の契約使用時間以外の時間は、当該一般送配電事業者等は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ハ 契約電力

契約電力は、標準約款 4（単位および端数処理）(1)および標準約款 14（契約電流、契約電力および契約容量）(2)にかかわらず、0.5 キロワットといたします。

ニ 料 金

料金は、1月につき次の金額および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を下回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が83,500円を上回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

1 契約につき	3,088 円 13 銭
---------	--------------

(2) 深夜電力B

イ 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ロ 契約使用時間

契約使用時間は、次によります。

- (イ) 毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を、契約上電気を使用できる時間（以下「深夜電力 B の契約使用時間」といいます。）といたします。
- (ロ) 当社は、供給設備の状況により、(イ)の使用開始時刻および使用終了時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、深夜電力 B の契約使用時間の延長または短縮は行ないません。この場合、変更後の使用開始時刻から使用終了時刻までの時間を深夜電力 B の契約使用時間といたします。
- (ハ) 深夜電力 B の契約使用時間以外の時間は、当該一般送配電事業者等は、適当な装置を用いて電気の供給を原則として断いたします。

ハ 契約電力

契約電力は、標準約款附則 2（契約容量および契約電力にかかわる特別措置）(3)ロ(ロ)により定めます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサ

ルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約電力 1 キロワットにつき	388 円 71 銭
-----------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28 円 93 銭
-------------	-----------

5 そ の 他

- (1) 実施要綱、供給約款または他の選択約款に規定する契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 需要場所における負荷設備等を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (4) 当社は、深夜電力 A または深夜電力 B それぞれの契約使用時間（以下「この選択約款の契約使用時間」といいます。）以外の時間の電気の使用を確認した場合には、標準約款 31（違約金）により違約金を申し受けることがあります。

また、この場合、お客さまにこの選択約款の契約使用時間以外の時間の電気の使用について警告しても改めないときは、標準約款 39（解約等）(1) へにより需給契約を解約することがあります。

- (5) 標準約款 38（需給開始後の需給契約の廃止または変更にとみなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- (6) その他の事項については、標準約款によるものいたします。

- (7) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 条 件

- (1) 深夜電力Aのお客さまが深夜電力Bに需給契約を変更することはできません。
- (2) 深夜電力Bのお客さまが深夜電力Aに需給契約を変更することはできません。

2 契約種別および料金

- (1) 深夜電力Bの場合で、深夜電力Bの契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しないときは、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- (2) この選択約款の契約使用時間を区分し、またはこの選択約款の契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 災害救助法が適用された場合等の料金割引に係る特別措置

標準約款附則 3（災害救助法が適用された場合等の特別措置）(2)イにいう割引の対象は、深夜電力 A の場合は、本則 4（契約種別および料金）(1)ニによって料金として算定された金額（再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。

3 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 21（料金の算定）および標準約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

深夜電力Aの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

2 燃料費調整

(1) 標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニ(イ)に定める燃料費調整額

深夜電力Aの燃料費調整額は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

(2) 標準約款別表2（燃料費調整）(2)イに定める基準単価

深夜電力Aの基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	19 円 69 銭 0 厘
---------	---------------

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニ(イ)に定める離島ユニバーサルサービス調整額

深夜電力Aの離島ユニバーサルサービス調整額は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(2) 標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(2)イに定める離島基準単価

深夜電力Aの離島基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	11 銭 0 厘
---------	----------